

平成 24 年度 第 1 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日 時 平成 24 年 7 月 9 日 (月) 14:00 ~ 16:00

会 場 磐田市役所西庁舎 301 会議室

構成員	市議会議員	2 人	自治会代表	2 人
	学識経験者	2 人	PTA 代表	2 人
	学校長代表	2 人	市 職 員	2 人

事務局 教育長 学校教育課長 教育支援係長 教職員係指導主事 教育支援係副主任歯科衛生士

[磐田市立小中学校通学区域規則の一部改正について]

事務局) 文科省通知「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化について」の中で、どの市町村においても就学校の変更が認められて良い事由として、「いじめへの対応、通学の利便性など地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示しています。

現在磐田市では、学区外通学許可基準として 11 の承認事由があります。いじめへの対応や通学の利便性など地理的な条件はありますが、部活動等学校独自の活動等による承認事由はありません。そこで、学区外通学の許可基準として部活動を入れていきたいと考えています。「指定された中学校に希望する部活がなく、隣接する学区にある中学校にある場合」検討いただきたいと思います。(資料 20 ページ 承認事由 12)

主な質疑

Q 学校側としては認めてもよいと思っているのですか。この提案の背景を教えてください。また、認めない場合はありますか。

A 部活動については文部科学省でも力を入れています。子どもがやりたいことを伸ばしてやりたい、小学校から活動をしてきての継続であると考えられます。浜松市、袋井市では実施しています。掛川市は実施していません。人数的に見ると磐田市に当てはめてみると 5 ~ 6 人になるだろうと思われれます。このくらいであれば、大きな変動にはならないと思います。現状では、転居すれば可能です。転居してまでやらせるというのは市教委としてどうだろうかと考えました。各校 1 人ぐらいと予想しています。

Q この制度があれば、転校したいと考える児童生徒、保護者はいると思います。「隣接校」などの一定の条件をつけて考える機会を与えることはいいことと思います。気を付けることは、「先生(指導者)がいるので」と考える人も出てくると思われれます。指導者を目当てに行くことも考えられませんか。

スポーツについては社会体育へ行きたいという人もいると思います。いじめや不登校とは性質が違うことだと思います。慎重に保護者、本人と審議することが必要であると考えられます。小学校としてはニーズがあるので、よいのではないかと思います。入学後、挫折しないように配慮が必要だと思います。

部活動というのは、やりたい生徒がいれば成り立たないのでしょうか。指導できる先生がいれば部活動は成り立ちますか。

A 生徒の減少に伴って教職員も減少しています。また、活動場所、道具なども考えなければなりません。ある程度、継続できる見通しがないと新設できません

ん。

一部活動に教職員（指導者）2人を基本としています。

生徒数が同じ学校であっても、学校外の施設を借りることができるかによっても部活動数は変わります。要望も伺うことはしています。

Q 入学説明会で部活の紹介をしていますか。

A 2～3年後のことも考えて、部活紹介をしています。

Q 部活動の課題について22、23年度は審議されませんでした。できる限り慎重に進めて頂きたいと思います。子どもたちは小中高と段階を追って成長していきます。どの学校においても文武両道ということで頑張っていることがよくわかります。全部の中学にある部活動は、男子野球、女子バレー、女子ソフトテニス、吹奏楽です。心配することは、生徒自身に心配を与えることがないようにしなければならないことだと思います。部活動においても生徒にニーズがあると思います。各学校の教育方針もあると思います。しかし、全体の部活を見てアンバランスに感じられます。

A 部活の設置は、生徒の希望やその学校の施設や職員の人数を総合的に判断し検討しています。部活動については学校教育の一環として、文部科学省の新学習指導要領の中にも明記されていますので、その意味を考えながら学校ごとに効率的な運用を考えています。部活動の設置については、社会体育や少年団活動とも関わりがありますので、学校はまず、現在設置されている部活動に顧問をしっかりとつけて対応したいと考えます。しかし、人数的問題、施設の問題がありますので、社会体育や少年団活動で十分お願いできるようでしたら、そちらでお願いしたいと思います。剣道、柔道、水泳、陸上など、個人種目については、部活動が設置されていなくても、その学校名で大会出場ができます。この4つの部活動を除いてみると、学校で頑張っているように思います。部活と学校運営の在り方については、課題はあるとも思います。教育委員会においても検討していかなければならないと思います。

Q 平成25年度から実施の方向なのですか。十分な検討が必要だと思います。

A 校長会代表とも協議をしてきました。校長会や保護者へ連絡していくこともしていかなければなりません。できれば平成25年4月を目標に進めたいと思います。

Q 隣接校ということならよいのではないのでしょうか。6年ぐらい前から、この話はあったように記憶しています。過去に部活動のことで、指定校ではなく別の学校へ行きたかったが、学校の説得で「学校は勉強するところであるから」という理由で指定校に行かせた経験があります。指定校では1年間、嫌々でしたが部活動をしました。子どもはどうしても指導者や教師の指導力を見ていると思います。「部活動がなく、隣接する…」という承認事由を加えてしまうと、さまざまな考えを持つ保護者や子どもがでると思います。健全育成の考えから体を動かすスポーツとして部活動があると思いますが、最終的には学校は勉強する場であり、学校に通うことは、協調性を養う場でもあります。最近思うことは、勉強以外のところに方向性が向いている気がします。子どもたちのニーズを考えるのもありがたいですが、それだけの理由で承認事由を追加するのはどうだろうかと考えます。また、部活動が理由で入学したが、希望していた部活に所属しなくなった場合は、理由がなくなるので指定校へ戻らなければならないのでしょうか。

A 部活動を理由としたくないと思います。学校教育の本質は勉強であります。

例えば、ケガをして部活動ができなくなった場合、次の進路を選ばなくてはなりません。小学生から中学生になるときにこれはあまりやらせたくないと思います。保護者の希望はかなり強く感じます。学校教育の本質を踏まえながら、保護者と話をしていきたい。一度決めたら変えられないとしていきたいと思います。校長会代表者会の資料を追加配布しました。この資料には「部活動をやめた場合は指定校に転校」としてありますが、一度決めたら、そこで頑張らせたいと考えています。

承認事由を追加するにあたり、対象となる生徒は、小学校から入っている生徒と他市から途中転入してきた生徒となります。受け入れ人数を制限することでも必要であると考えています。「受け入れる学校の人数や施設の制限もある」「通学の安全面も考えなければならない」「顧問を当てにしている場合」も考えられるが顧問の異動があっても部活を続けられるかの確認を入学前に行いたいと思います。この資料はたたき台であるため、検討を進めていきたいと思っています。

近隣市町の様子としては、浜松市は学校の特色をつくるために隣接校の部活動を承認事由としています。このときは抽選しなかったようですが、希望が多かった場合は抽選としているようです。磐田市も抽選としたいと思っています。現実的には、少人数と思うので抽選しなくても大丈夫と思っています。指定校変更した場合、広報いわたに受け入れ人数を公開しています。富士見小、城山中は、受け入れる余裕が足りないため受け入れ出来ないとしています。10人ぐらい受け入れ可能な学校もあります。「部活動をやめた場合は指定校に転校する」としましたが、一度決めたら、話し合いをもとに学校教育は勉強が本質であるとして、「指定校の転校」については資料の内容を変更する必要を感じます。

Q 私立中学校へ行く生徒は、都合で指定校に戻ることがあります。一度入学した生徒については、何とか卒業までお願いしたいと思います。磐周の生徒指導委員会の立場から浜松市にもお願いした経緯があります。

A 県の教育長会で私立中学へ申し入れをしました。県東部地区の私立中学で、年度末に何人かの生徒を退学させた学校がありました。大変困ったこともあったようです。

Q 袋井市は「配慮」と書かれています。かなり慎重に配慮が必要であると思います。

小学6年生に判断がつくでしょうか。生徒自身がしっかり自覚をして申し立てをしてほしいと思います。好きだからという理由だけではなく。負の部分もあることも自覚した上でお願いしたいと思います。負の部分を負うことができるのだろうかと思います。信念をもって、申し立てをしていただきたいと思っています。

A 校長先生が責任をもって送り出してくれる場合は、大丈夫であると思います。

Q 進路指導をきちっとしないといけないと思います。その子の選択肢を広げることはよいのではないのでしょうか。12歳の子だけの判断でなく、しっかりした生徒指導をした上で、申し立てをしていただきたいと思います。学校側がどう指導するのでしょうか。

A 意思を強く持つての希望と考えるので、難しいことではないと思います。学校教育は、地域の子どもを育てることが基本であります。しかし、12歳の

段階では、保護者と一緒に真剣に考えることができる、判断できると思っています。

Q 袋井市のように「...特に配慮が必要な場合」としておくべきではないでしょうか。「部活がないから」という理由で安易にではなく、配慮という意味を入れておく必要があるのではないのでしょうか。

Q 第2回の審議会で結論を出すのは遅すぎると思います。1月の通学区域審議会を前倒しにして開催してはどうでしょうか。

A 結論までいきませんので、一旦保留とし、第2回の審議会を前倒しして8月に実施します。その後、必要に応じて、臨時会を開催したいと思います。

Q 隣接する学区となぜしたのですか。隣接に不公平さを感じます。豊岡中は1校しかないが、一中は何校かあります。ということは選択肢に不公平さを感じます。

A 「隣接」の二文字では片付かないこともありますので、この点についても次回、審議いただきたいと思います。

その他

次回、8月27日(月)9:30~12:00 小会議室